

平成 1 9 年 第 3 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成19年第3回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成19年3月13日(火) 午後2時

1. 場 所 箕面市立市民会館 2階 大会議室2

1. 出席委員

委 員 長	小 川 修 一 君
委 員 長 職 務 代 理 者	白 石 裕 君
委 員	坂 口 一 美 君
委 員 (教 育 長)	仲 野 公 君

1. 付議案件説明者

教 育 推 進 部 長	森 田 雅 彦 君
子 ど も 部 長	奥 山 勉 君
生 涯 学 習 部 長	上 西 彰 君
教育推進部理事兼総務次長 兼次長(教育政策・学校管理担当)	栗 本 忠 夫 君
教 育 推 進 部 次 長 (学 校 教 育 ・ 人 権 教 育 担 当)	前 田 健 君
子 ども部総務次長兼次長 兼専任参事(早期療育担当)	中 村 信 隆 君
生涯学習部総務次長兼次長	塩 山 俊 明 君
教 育 政 策 課 長	中 野 仁 司 君
学 校 管 理 課 長	稲 野 公 一 君
学 校 教 育 課 長	若 狭 周 二 君
教 育 推 進 部 専 任 参 事 (教 職 員 担 当)	森 井 國 央 君
人 権 教 育 課 長	笹 川 実 千 代 君
教 育 セ ン タ ー 所 長	福 永 茂 君
子 ども 政 策 課 長	千 葉 亜 紀 子 君
子 ども 支 援 課 長	南 悦 司 君
幼 児 育 成 課 長	向 井 裕 彦 君
子 ども 部 専 任 参 事 (幼 稚 園 担 当)	庄 司 豊 君
生 涯 学 習 課 長	中 澤 博 君
生涯学習部専任参事 (文 化 財 担 当)	坂 上 潔 司 君
生涯学習部専任参事 (中央生涯学習センター・西南公民館担当)	津 田 善 寿 君
生涯学習部専任参事 (東 生 涯 学 習 セ ン タ ー 担 当)	加 藤 真 知 子 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	吉 田 卓 司 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 参 事	前 田 功 君
中 央 図 書 館 長	黒 田 正 記 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 長 補 佐	小 山 登 志 子 君
教 育 政 策 課	森 貴 美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市教育委員会事務局職員の勤務時間等に関する規則改正の件
- 日程第 3 箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件
- 日程第 5 箕面市要保護児童対策協議会設置要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市学校給食費補助金交付要綱廃止の件
- 日程第 7 箕面市立小・中学校及び幼稚園災害共済給付金補填救済金給付要綱改正の件
- 日程第 8 箕面市立保育所民営化に係る民間保育所施設整備費等補助金交付要綱制定の件
- 日程第 9 箕面市民間保育所運営費等補助金交付要綱改正の件
- 日程第 10 教育財産移管の件
- 日程第 11 平成 19 年度(2007 年度)箕面市教育実施方針策定の件
- 日程第 12 平成 19 年度(2007 年度)箕面市立幼稚園及び小・中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱の件
- 日程第 13 平成 19 年度(2007 年度)箕面市立保育所の嘱託医の委嘱の件
- 日程第 14 平成 19 年度(2007 年度)箕面市病後児保育相談医の委嘱の件
- 日程第 15 平成 19 年度(2007 年度)箕面市立小・中学校管理職(校長及び教頭)の任命に関する内申に伴う報告の件
- 日程第 16 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 17 平成 19 年第 2 回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第 18 教育長報告

(午後 2 時開会)

委員長（小川修一君）：ただ今から、平成19年第3回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

（事務局報告）

委員長（小川修一君）：ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は4名で、本委員会は成立しました。

委員長（小川修一君）：それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において坂口委員を指定します。

委員長（小川修一君）：次に日程第2、議案第4号「箕面市教育委員会事務局職員の勤務時間等に関する規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（中野仁司君）：本件は、箕面市教育センター条例施行規則第6条の規定に基づき、箕面市教育センターに勤務する職員の勤務時間の割振りを整備するため、箕面市教育委員会事務局職員の勤務時間等に関する規則の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見がございませうか。

委員長（小川修一君）：「所長が認める場合」と規定されていますが、具体的にはどのようなケースがあるのですか。

教育センター所長（福永茂君）：教育センターには、指導主事が5名おり、ローテーションで当番を組み、当番になった者が現在は、午前8時45分から午後9時までの間、勤務をしています。正規の勤務でしたら午前8時45分から午後5時15分までですが、当番になった者は、開館時間が午後9時であるため、3時間45分が時間外勤務となっていたため、ずらし勤務を導入することにより、勤務の適正化を図りたいということです。

委員長（小川修一君）：今の話は、時間の運用についてだと思うのですが、具体的にはどのような用向きがあるのですか。

教育センター所長（福永茂君）：学校が5時までの勤務であるため、教職員が午後5時以降に資料の印刷に教育センターに来たり、カラーコピーを取りに来るとか、教育活動の内容に関して、指導主事に相談に来ることがあります。規則で午後9時まで開館をしていることを周知しているため、学校の教育活動、教育内容、印刷物の対応等に当番の者が対応しています。

委員（坂口一美君）：その業務内容に教育相談は、含まれていないの

ですか。

教育センター所長（福永茂君）：教育相談については、基本的には、教育相談は、5時までで対応しています。緊急の場合は相談員に、勤務をお願いする場合があります。しかし、土曜日も教育相談を実施しており、府下で年間を通じて土曜日も教育相談を実施しているのは、箕面市だけだと思います。

委員長（小川修一君）：質問等がないようですので、議案第4号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第3、議案第5号「箕面市教育委員会事務局職員組織及び事務分掌規則改正の件」及び、日程第4、議案第6号「箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件」並びに、日程第5、議案第7号「箕面市要保護児童対策協議会設置要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括審議することにいたしてよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認め、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（中野仁司君）：本件は、市内でも児童虐待の件数の増加等に鑑み、相談体制の充実を図るため、平成19年4月1日付で教育委員会事務局子ども部に「子ども家庭相談室」を設置することに伴い、「箕面市教育委員会事務局職員組織及び事務分掌規則」及び「箕面市教育委員会事務決裁規程」並びに「箕面市要保護児童対策協議会設置要綱」の規定を整備するため、また、教育長の職務代理の規定の見直しに伴い、「箕面市教育委員会事務局職員組織及び事務分掌規則」の規定を整備するため、当該規則及び規程並びに要綱をそれぞれ一部改正するため提案するものです。

委員（白石裕君）：「子ども家庭相談室」について、学校などをまわっていて、随分、家庭に問題があるのだなと実感しました。そのような中でこのような相談室は非常に大事だと思うのですが、一つはなかなか相談しにくいということがあるのではと思うのですが、その辺の工夫を今後どうされるのか。また、これが本当の意味を持つためには、この件に関して専門的な知識やスキルを持った人でなければ、相談業務というのは難しいと思うのですが、相談の専門家の配置をどのように考えているのか。また、非常に難しいことですが、相談に対して有

効に機能したかの確かめが、行政サービスについての大事なことではないかと思うのですが、その点についてもお聞きしたい。

子ども支援課長(南悦司君) : 「子ども家庭相談室」についてですが、この間の虐待対応件数の増加を踏まえて、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を強化していきたい、そして、要保護が必要な子どもにかかる情報を集約整理して、相談、指導の連続性や継続性を確保する、専門セクションとして位置付けたいと考えています。本市には、子どもにかかる相談機関は、教育相談、子育てにかかる相談など、いろんな機関で行っています。その周知については、毎月の「もみじだより」の相談機関一覧表で紹介しています。特に、児童虐待については、11月が防止月間ということで、今年、初めてさせていただいたのですが、私立を含む保育所、幼稚園、小・中学校の全家庭に、虐待の通告義務や、虐待とはこういうものであるなど、チラシで案内させていただきました。また、「もみじだより」でも特集を組んで紹介させてもらっています。こういった市内に点在している子どもにかかる各々の相談機関は、専門的な対応はこれまでどおり各々の機関で実施していきませんが、その相談機関だけでは解決できないことについて、情報集約をしたり、連携の核となるように、また、子どもの相談にかかる統計資料などもこの「子ども家庭相談室」でやっていきたいと考えています。冒頭に申し上げましたとおり、主に、虐待関係の対応を行っていくのですが、それでいうと、委員のご指摘のとおり、専門職員の配置は必要と考えています。今回、新しい組織として設置を考えていますが、実際には、児童福祉法が改正されて、平成17年の4月から市町村が児童家庭相談を第一義的に担うこととされていますので、これまでは子ども支援課が行っていたのですが、今後は、体制を強化したこの「子ども家庭相談室」でその機能を発揮していこうと考えています。その専門職員の配置については、大阪府では、これまで担ってきた児童相談所(子ども家庭センター)から児童家庭相談が第一義的に市町村に位置付けられたということで、その支援ということで「市町村児童家庭相談強化モデル事業」を立ち上げて、府の児童福祉分野に精通した専門職員を派遣する事業を実施し、一定の事務補助金の交付もありますので、現在、大阪府と協議中ではありますが、この事業を活用して本市の相談機能の体制を整備していこうと考えています。ちょうど、昨年4月から要保護児童対策協議会を立ち上げ、虐待対応と障害のある子どもや問題行動、非行問題も含めて、要保護児童の観点から取り組んでいますので、その派遣職員に専門的ノウハウを生かしてもらって、実践活動と市職員の育成やスキルアップに力を発揮してもらって、その体制整備に努めようと思っています。次に、実効性の担保に

ついてですが、なかなか難しいところなのですが、虐待については、やはり、未然防止、早期発見、早期対応を充実していくことが必要ということで、人員体制の整備も含めて考えているところです。今後、この「子ども家庭相談室」がいろんな分野で行われている子どもにかかる相談で、要保護、要支援の必要な子どもへの対応の橋渡しも含めて核となって、情報を一定集約しながら、整備していこうと考えています。

委員（白石裕君）： 児童虐待はなかなかそういう事実が通告されても児童相談所がなかなか入れなかった。それでいろんな紛議が起こったりした訳ですが、そのようなケースがあった場合に「子ども家庭相談室」がどの程度権限を持ってはいることができるのかということについてはどうでしょうか。

子ども支援課長（南悦司君）： 先ほども云いましたように、平成18年4月から要保護児童対策協議会を設置して、子ども家庭センターや保健所、警察など、いろんな機関と連携して対応していくこととしています。ただ、実際の権限、子どもの一時保護や施設への入所ということになると、市町村にはその権限はありません。その権限は児童相談所（子ども家庭センター）になります。ですから、日頃から連携会議等しながら保育所、幼稚園、学校などと常に連携を図るようにしています。その措置関係については、警察への応援を含めて、児童相談所（子ども家庭センター）の権限となりますので、子ども家庭センターと連携してやっていくこととなります。

教育長（仲野公君）： 「子ども家庭相談室」をどの場所に設置して、どういう体制かをもう少し詳しく説明してください。

子ども支援課長（南悦司君）： 教育と福祉の枠をこえて子ども施策を推進しようと、教育委員会内に子ども部を設置していますが、スペースの関係も含めて、子ども部は、別館の2階に事務所スペースを設けています。それは、児童手当、児童扶養手当、母子相談などの本館からの窓口の流れもあるので、別館2階に配置しています。虐待にかかる相談に関しては、これまでから、直接、相談窓口にこられるケースはほとんどなく、関係機関からの通告、連絡による対応が多く、相談担当の職員が保育所、幼稚園、小・中学校へ赴いて、面談したり、対象家庭への訪問をすることが多いことから、今回は、学校教育関係との日頃からの連携でやっていけるよう、別館5階に設置したいと考えています。次に、人員体制の整備ですが、府職員の派遣を検討しているとご紹介いたしましたが、虐待の通告や児童家庭相談が市町村に委ねられましたが、「児童福祉士」や「児童心理士」の資格職として配置されていますが、児童相談所（子ども家庭センター）の職員と同様の資格を市町村の職員も取得

できるようになりましたので、現在、配置している職員もこの資格取得できる見通しです。こういったことも含めて充実を図っていきたいと考えています。

教育長（仲野公君）： 補足をさせていただきますと、「子ども家庭相談室」は、虐待だけではなく、今課題になっています、いじめの問題や人権の問題など、学校現場含めて、いろいろな相談がありますので、学校教育課の横に相談室を設置することによって、日常的に連携を図れるということで、そういう体制も考えています。これ以外にも、今までも実施をしています、教育センターや指導センターなど、それぞれの部署で、それぞれの相談は今までどおり継続するという体制で臨みたいと思います。

委員（白石裕君）： いろいろな相談場所があるので、市民の方が、どこに相談したらいいのかと非常にとまどうこともあるかと思うのですが、そういうPRをきっちりやっていただきたい。

子ども支援課長（南悦司君）： 各々の子どもにかかる相談機関があるわけですが、そのPRについては、先ほども少し触れましたが、一つには、教育センターが発行しています「ひとりで悩まないで」というパンフレットを毎年作成しています。これは子どもにかかる市内相談一覧表で、教育相談、いじめ・不登校、非行、育児相談、発達療育相談、虐待対応などの種類別、主な対象、場所、電話番号別にわかりやすくしたものです。また、それを要約して毎月の「もみじだより」にも載せています。わかりやすく、気軽に相談できるようにと考えています。

子ども部長（奥山勉君）： 相談については、いろんな分野があり、いろんな機関を設けています。ただその中で、例えば女性相談のDVの関係で虐待に関与しているなど複合要因があります。そのあたりを「子ども家庭相談室」でリンクしていく、フォローアップしていく、そのような体制を整えていくというのが今回の一つの眼目です。あくまでも教育相談は教育センターで行っていますし、福祉相談は、それぞれの保育所、幼稚園や子育て支援センターで行っています。そこで、完結するものと、やはり虐待などいろんな問題へ発展していくケースがあります。そのあたりを把握してフォローアップした体制でとっていく。「子ども家庭相談室」では、その核となる部分で機関のコーディネートと虐待に関しての個別のケア、カンファレンスをやりながら対応もしていく。そういった両面を有しているのです、これから専門のスタッフを揃えて対応を強化していきたいと思っています。

委員長（小川修一君）： この問題は、これからもいろんな角度で対応していかなければならないと思います。現在、教育改革が進められて

いますが、そのきっかけになった一因でもありますので、我々、市教委としても正面から取り組んで対策を講じて、効果的な施策をして実行していかなければいけないと思います。我々、全体で考えていくべきと思います。

委員長（小川修一君）：他に質問等、ありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第5号及び議案第6号並びに議案第7号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第6、議案第8号「箕面市学校給食費補助金交付要綱廃止の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

学校管理課長（稲野公一君）：本件は、学校給食費の保護者負担を軽減するため、箕面市学校給食会へ支出しています、補助金を廃止するため、箕面市学校給食費補助金交付要綱を来たる3月31日をもって廃止しようとするものです。なお、このことによりまして市の歳出が毎年約一千万円軽減されるもので、保護者の負担いただく給食費については値上げをせずに、メニューを工夫することで、給食のボリュームや栄養を維持していきたいと考えています。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か意見、質問がありましたら、お受けいたしますが。

委員（白石裕君）：今の説明ですと、給食費の補助は廃止するが、保護者負担は値上げせずに従来どおりのメニューということで、「設定」がちょっと苦しくなるのですが、ちゃんとレベルを維持して、給食サービスできるという事ですか。

学校管理課長（稲野公一君）：もちろん、苦しくなります。給食費は学年で差をつけており、三・四年生が中間になるのですが、一食あたり187円いただいております、月額にしますと3,180円、ここへ市の補助金が7.27円補助しています。学年によって給食費が少しずつ違い、一・二年生は少し安く、五・六年生は少し高く、食べる量が違いますので、そういう手続きにしていますので、真ん中の三・四年生ですと、187円ご負担いただいております。それに、プラス7.27円補助して、一食あたり、194円で食事を作っているのですが、給食の場合は、年間を通じて経費運営していますので、民間の食堂のように、この金額の定食は、この金額の食材でということではなく、

250円くらいかかった給食を食べてもらっている日もあれば、150円ぐらいでできている日もあります。今回いろいろ相談したのですが、やはり、財政状況や経済状況が厳しい折りに値上げするのは、非常に保護者にも説明が苦しいし、できるだけご負担をかけたくない。また、野菜や肉が値上がりした事もありましたが、やりくりしてこれた今までの経験もふまえ、例えば、食材で、牛肉の日が1回ぐらい豚肉や鶏肉に変わることもあるかもしれませんが、今回、その代わりということではないのですが、オープンの設置もお願いして、色々メニューの工夫とか、調理方法の工夫をすることによって、食べていただく給食そのものについては、ほとんど質の低下を招かないようにやっていけるのではないかという考えのもとに値上げはしないでいこうと思っています。

委員（坂口一美君）： 献立作成委員会などへの内容的な打診はされたのですか。

学校管理課長（稲野公一君）： 今の時点ではまだ全然、諮ったり、説明などはしていません。そのあたりについては、値上げをするのだったら、しなければならぬという考えだったので、値上げはしないでいこうということになりましたので、今、議会で審議をいただいているところでもありますので、全然、そちらの方には説明していません。決まりましたら、ご説明しようと思っています。

委員（坂口一美君）： 給食に関しては、今新聞などで、報道されているように、給食の未納問題などありますが、前回、最後に色々説明していただいたのですが、市町村によっては給食費が結局、回収できないから、残る金額で対応するというので、かなり質が落ちるといった部分もあるということです。子どもの食するものですから、その辺は絶対に落としていただきたくないと思うのですが、話を聞いていると、保護者の負担はかなり大きいかなと思うのですが、値上げはしないのだけれども、最終的には保護者のところにかかってくる負担が増えているような、行政的には、財政的には、抑えることができるかもしれないけれども、付加価値として、子どもや保護者に対する負担増みたいな印象でとらえたのと、それから、もう一つ、その助成をなくすのであれば、前回話をした給食費の回収問題に関しては、もう少し具体的に箕面市としては取り組んでいかなければならないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。お聞きしますと、生活保護世帯が未納だとおっしゃっていたのですが、生活保護の32条では、最終的に、現物支給という形で保護を受けている保護者に渡さずに、学校長に渡すという仕組みがあるみたいですし、健全な給食を確保する

ための予算とかも含めて、前回言った生活保護世帯の未納分とかも含め、それから、給食の献立作成委員会ともしっかり、質の部分についても話をする機会を設けていく必要があるので、ぜひお願いしたいと思います。

学校管理課長（稲野公一君）： ご指摘の部分、もちろん考えさせていただきますが、少し説明をさせていただきますと、初めにおっしゃった子どもや保護者の負担が徐々に増えていくのではないかということについては、いろいろな見方がありますが、質の低下を絶対に招かないということでありますと、7円分、本来は値上げすべきだったのかもしれませんが、非常に苦しいご家庭もたくさんおありなので、7円ぐらい値上げしてもいいという声もあるかもしれませんが、そういうことで滞納が増えたりということになってはいけないので、今回は何とかやれるところは値上げなしでやっていこうという判断をさしてもらったところでは、それと、2点目の滞納問題ですが、給食会で食材分は運営していますので、市の予算では歳入・歳出、受けていません。給食会で、大体、年間食材費が2億5千万ほどで会計しており、保護者から負担いただいている部分です。そこに、市の補助金は、一食7円としまして、大体年間1千万、合計2億6千万ぐらいの給食会の食材費でもって、もちろん、人件費とかは別途、市の交付金は出させていただいておりますが、そのような給食会の会計となっております、2億5千万のうち、算面市の滞納額は、0.3パーセント、70万ちょっとです。その分については、おっしゃるように、ほとんどの大多数の方が払っておられますので、その中でやりくりしようと思うと、払っていない人の分まで払っている人が負担しているという形になっています。それは、保護者にも、この間、校長会でも再度お願いしまして、趣旨をしっかりと説明いただき、学校からまずは、家庭訪問などしていただいて、徴収していただくということで、進めています。ご指摘の生活保護の家庭の分の、すべてではなく、33人の滞納が平成17年度にありましたが、そのうち、3分の1ほどは、生活保護世帯で教育扶助ということで、給食費そのものも市から公費で出していますので、その分は、少なくとも市の給食費の分として、払っていただくということで話をしていますので、今の時点では、前回もご説明しましたが、承諾書をいただいております、ちゃんと払うとか、今後の支払計画書ということでたまっている分も、毎月毎月、計画的に払っていくという誓約をいただいておりますので、それが実行されないときは、今度は、給食費は、先に、生活保護の会計から学校に振り込んでもらうような仕組みをとっていくことの承諾書をいただくように進め

ていきたいと思っています。まず公平を保つということでやっていきたいと考えています。

教育長（仲野公君）： 補助金について、これまでの状況と他市の状況についても説明してください。

学校管理課長（稲野公一君）： 市の経費の削減ということで、特に補助金関係の見直しを、予算編成にあたって、全庁的に見直しをやったのですが、給食費補助金についても、前々から課題になっていましたので調べますと、昔はどこの市もあったように聞いているのですが、今、府下で箕面市を入れて6市のみ、北摂7市では箕面市のみが、補助金が残っている状況でして、ほとんど給食費の補助金はない状況でございます。今回の見直しにあたって、そういうことであれば、箕面も思い切って廃止しようという結論に至りました。

委員（白石裕君）： これは個人的な見解なのですが、日本の学校給食は食育というか、教育の一環と考えていますね。ただ、お昼を食べればいいというのではないですね。外国では、ただお昼を食べるだけなのですが、教育に対して非常に重要な役割を果たしていると思うのですが。そういうことであれば、やっぱり、学校給食を大事に位置づけてしっかりと、教育の一環としてやっていくべきではないかと。個人的にですが。学校が忙しくて、ただ食べているというだけの学校もあるかと思うのですが、少しさみしいなと思うのですが。

教育推進部長（森田雅彦君）： 白石委員がおっしゃったとおり、食教育の法律が施行されていますが、やはり、学校においては学校給食が中心となるものです。そのために、食べるだけではなく、給食を通じて、友達と楽しく食べるということもそうですし、準備から後かたづけまで色んなマナーを身につけることも大切ですし、友達と協力をしあうのも大切であります。また、バランスよく食事をとる、そのようなことも大切になってこようかと思えます。そのようなことも学校給食を中心として、担任の先生だけではなく、栄養士さんやあるいは、色んな教科の中でも、指導をしています。食べるだけではありません。これはきちっと大切にしながら、どの学校でも進めていただいていますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長（小川修一君）： いろいろ、質問がでましたが、食育という考え方がとても大事だということで、先般も豊川北小学校で研究発表会がありました。この食育というのは、学校の給食を通じて、家庭の食事にまで波及する、いい影響がでてくるということも、あの場で発表された内容の一つだったと思うのですが、そういう意味では、給食制度というのは単に学校で食事をとるということだけでなく、もうち

よっと広い意味での意義づけがあるということで我々認識しなければ
ならないと思います。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第8号を採決し
ます。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案ど
おり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第7、議案第9号「箕面市立小・
中学校及び幼稚園災害共済給付金補填救済金給付要綱改正の件」を議
題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課
長に求めます。

学校教育課長（若狭周二君）：本件は、日本体育学校保険センターの
名称変更及び箕面市立小・中学校及び幼稚園災害共済給付金補填救済
金給付要綱第9条の庶務に係る規定を整備するため、本要綱の一部改
正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か意見、質問はありま
せんか。

委員（白石裕君）：これは、確か、学校で事故が起きた場合にこう
いう機関から給付金が出るというものです。学校事故というのは大
変な事例なのですが、本市において、本年度この制度を活用したケー
スはありますか。また、大まかな内訳は分かかりますか。

学校教育課長（若狭周二君）：2月分ですと、初発の件が98件、
継続が51件、合計149件あります。内訳については、後日ご報告
いたします。

委員（白石裕君）：学校に関係する事故になると、市の責任という
か、学校の責任になるので、重大な問題として考えるべきかと思うの
ですが。

教育推進部次長（前田健君）：本要綱の内容は、ご指摘の内容とは
少し違いまして、医療費の500点以上の部分についてしか、日本体
育学校保険センターの補填がないのです。500点以下については、
保護者負担ということもあり、長い経過の中で、その分について、市
として、補填しようというのがこの要綱です。

学校教育課長（若狭周二君）：具体的な中身ですが、骨折や体育の
時間に怪我をするなどのケースとなります。先ほど次長が申しました
とおり、名称変更いたしました独立行政法人日本スポーツ振興センタ
ーの補填がもともとありまして、5000円以上の事例に関しましては、
そちらで出していただき、5000円未満に関しては、今回のこ

の要綱で補填しようというものです。先ほど申し上げたのは、日本スポーツ振興センターのケースでございますので、本市の5000円未満に関しては、後ほどご説明いたします。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第9号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第8、議案第10号「箕面市立保育所民営化に係る民間保育所施設整備費等補助金交付要綱制定の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

幼児育成課長（向井裕彦君）：本件は、箕面市立桜保育所及び箕面市立瀬川保育所の民営化に際し行う施設整備等に要する費用に対し、民間保育所施設整備費等補助金の交付に必要な事項を定めるため本要綱を制定するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

教育長（仲野公君）：この要綱の第3条の「対象経費」、第4条「補助金の額」にかかる施設側の自己負担について説明してください。

幼児育成課長（向井裕彦君）：補助金の対象経費のうち、桜保育所の施設整備に関しては、民営化方針で示しました施設を移築して、保育所を運営してもらいますので、「本体工事費」「施設新設に伴う備品購入費」「工事事務費」です。これについては、国が2分の1、法定分として市が4分の1、市単独で4分の1となっています。その規定が第4条のイに示している、「2分の3を乗じて」という書き方をしていますが、これが法定分といわれるもので、「交付金交付要綱」とは、国が定めている点数で、これに千円をかけ、これが2分の1になりますので、国・市で4分の3ということで、一旦2で割って3を乗じるといような形になります。その次の口で、この交付基礎点数に基づき、算出した額の2分の1を乗じて得た額、結果的に4分の1になるのですが、これが、市が単独で出す分です。桜保育所に関しては、これ以外に民間法人が単独で「子育て支援相談室」と「一時保育室」の整備を行いますが、これは市の民営化方針で整備することは示していませんので、国、市の法定分だけを出す、市単独分は出さない内容になっています。耐震診断に関しては、瀬川保育所の現在あります建物を民間化した後に耐震診断を行うのですが、箕面市民間建築物耐震

診断助成事業というのが既に市にありまして、耐震診断にかかる費用の2分の1をこちらで補助しています。この2分の1と教育委員会が4分の1を補助しまして、残りの4分の1は法人の負担ということになっています。

教育長（仲野公君）： 再度確認しますと、本体工事費については、国と市で4分の3の補助になっているけど、残りの4分の1も市単独事業として補助します。補助基本額からいけば全額補助で対応ができる。基本額以上にされる場合は、施設側が負担されますとこういう仕組みになっているのですね。他に初度設備や遊具や耐震関係については、4分の3は負担するが、4分の1は施設側に負担してもらうということですね。

幼児育成課長（向井裕彦君）： 桜保育所については、初度設備や大型遊具は市の4分の1補助があることになっています。

委員（白石裕君）： これは「公設民営」の形になるのですか。また、所管は、教育委員会になるのでしょうか。保育所になりますと、責任所管を受ける役所というのはどこになるのでしょうか。

幼児育成課長（向井裕彦君）： 桜保育所については、土地は無償貸与で、施設は、運営する民間法人が建てます。それに対して、この要綱をもって補助をします。保育の実施に関しては、児童福祉法に基づき、市の責任で、認可された民間保育所に保育の実施を委託する形になっています。施設、保育の運営等に関しては、大阪府が実施監査を行うことになっています。

子ども部長（奥山勉君）： 補足しますと、民営化には、いろんな手法がありますが、「公設置・民運営」ではなく、今回の場合は、公立保育所は廃止します。新しく運営する法人が、自ら建てていただきます。その意味においては、「民設置・民運営」となります。ただし、保育の実施責任は市にありますので、市は、最終的に保育そのもの、ソフトの面については、責任を持ちます。瀬川保育所に関しても、無償譲渡しますので、建物の所有権は法人に移ります。しかし、底地は市のものですが、そこも基本的には、民運営の保育所です。瀬川保育所も9月に廃止していますので、「民設置・民運営」型です。ただし、補助金など、市としての行政の責務に関しては、当然、法律に基づくものと同時に、市独自の補助もさせていただいて、法人の負担を軽減して、保育に支障を来さないように配慮もさせていただいているということです。

教育長（仲野公君）： 更に補足しますと、幼稚園の場合は、公立の幼稚園は公立に、私立幼稚園の場合は、私立に申し込んでいただきます

が、保育所の場合は、市が一括で受付して、公立保育所や私立保育所への振り分けをします。実施責任が少し違うということです。

委員長（小川修一君）：全国的にもこのように民営化が行われているのですか。

幼児育成課長（向井裕彦君）：大体同じような形で行われています。

委員長（小川修一君）：モデルになったようなところがありますか。

子ども政策課長（千葉亜紀子君）：全国的にも兵庫県ですとか、近隣でいいますと、池田市が早くから取り組んでおられます。他市町村においては、「公設民営」化をしているところもありますが、最近は民設民営が主流となっており、本市でも「民設民営」で民間法人の自主性を生かした保育所運営が望ましいだろうという考え方のもと、行っています。

教育長（仲野公君）：国が提唱しています「認定子ども園」ですが、幼稚園と保育所それぞれ一体的な運営を図っていくとこれがこれからの時代に望まれる姿だと。児童福祉法に基づく保育所と、学校教育法に基づく幼稚園、これを厚生労働省と文部科学省が手を結んで「認定子ども園」という形で一体化していく、今そういう時代に来ています。

委員（坂口一美君）：この要綱は平成20年5月31日までとなっていますが、施設整備費等の補助金であるので、これ以降については、法人が設置ということになるのですか。

幼児育成課長（向井裕彦君）：基本的にこの要綱で、この保育所に係る施設整備は終わりますので、20年の4月1日から民営の保育所として運営してもらうのは、法人ですので、補助金の交付の事務整理がありますので、20年5月末日をもってこの要綱を廃止するということです。基本的にこの補助金の中で揃えてもらう大型遊具等がありますが、小さな遊具などの必要なものについては、民間法人で揃えていただくこととなります。

委員長（小川修一君）：他に質問等、ないようですので、議案第10号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第9、議案第11号「箕面市民間保育所運営費等補助金交付要綱改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

幼児育成課長（向井裕彦君）：本件は、看護師配置補助金など新たな補助金の要件等を定めるため、箕面市民間保育所運営費等補助金交付

要綱の一部を改正するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

教育長（仲野公君）：既設の民間保育所との協議の経過と民間保育所の意向を説明してください。

幼児育成課長（向井裕彦君）：「長時間保育対策費補助金」において、「延長保育」といって従来、夕方長時間保育を行うにあたり、一般的に公立の保育所と民間保育所においては、7時まで行っています。市内で一カ所、7時30分まで既に行っている民間保育所があり、今般、瀬川保育所を民営化するにあたり、民営化後、7時30分まで延長保育を行うこととなります。その延長保育に係る保育料が今までは自主事業として公立と民間と足並みがそろっていなかった部分があるのですが、公平性の観点等からそれを揃えるということで、民間保育所と折衝をもってきた次第です。従来ある項目としては、「長時間保育対策費補助金」を見直したのですが、これについて、民間保育所として、経営的に圧迫しない金額で最終的に予算要求をさせていただきました。延長の保育料については、今までは、各民間保育所はその利用料を独自の収入としていましたが、利用料に関しては、一元的に市が規則に基づいて徴収をする形になっています。それと、新たに設けました「看護師の配置」「子育て支援等保育士の補助金」「調理員の配置」の補助金は、民営化方針で示しましたとおり、民営化に伴います財源の再配分という形で民間保育所の運営を充実してもらうため新設させてもらったという経過があります。

教育長（仲野公君）：既設の民間保育所とも十分に話し合いをしながら制度そのものは充実するため、円満に協議をしてきたということです。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第11号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第10、議案第12号「教育財産移管の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部文化財担当専任参事に求めます。

文化財担当専任参事（坂上潔司君）：本件は、箕面市立郷土資料館がみのおサンプラザ1号館に移転したことに伴い、旧郷土資料館の土地及び建物を教育財産の用途を廃止し、市長事務部局へ移管するため、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第15号

の規定に基づき提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第12号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第11、議案第13号「平成19年度（2007年度）箕面市教育実施方針策定の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（中野仁司君）：本件は、教育基本法の前文及び第1条をふまえ、人権尊重の精神を基盤とし、平成19年度（2007年度）における本市の教育の目的及び方向性を示すものとして、平成19年度（2007年度）箕面市教育実施方針を策定する必要があるため、提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員（白石裕君）：教育再生会議の提案とか教育基本法の改正など、今、日本の教育は大変な状況でそれに対処していかなければならないのですが、箕面の場合には、公立学校の底上げが必要だと思いました。重点推進事項の3、4、5、6を特に頑張ってやっていかなければならないと思います。いろんな難しい状況や難しい子どもさんがいる中でここを何とか解決していかないと箕面の公立学校はなかなか厳しいと痛感いたしました。重点推進事項の3、4、5、6に特に力を入れてやっていただくことによって箕面の公立学校がより一層充実していくのではないかと思います。それと、学校教育は「知・徳・体」があるということで「知」のレベルを上げていただきたいということと、塾に行かなくても公立学校で力がつくという、そのような教育は多分にやっていると思いますが、できるだけそういう形になるようお願いしたい。それから、「徳」の部分で、今の子どもたちは、いろんな意味で小さい頃から教わっていないことが多くって、社会的に心配な面もあります。「徳」の部分はどうやって育てていくか、いろいろと道德教育の研究などいいと思いますが、自分のことだけでなく他人のことにも気を配っている子どもたちにしていくということどのようになるか。実行性のある形でやっていただきたい。また、毎年申し上げているのですが、計画した以上、「Plan」「Do」「See」計画して、実施して、その結果

評価して改めて、また、新しい計画をたてる。そのような評価の部分を含めた、逐年の教育実施方針を立ててほしいと強く思います。

委員長（小川修一君）： 実践し、評価をすることは実際行わなければならないことだと思います。つい最近、地方教育審議会の答申が出たばかりなのですが、これからどのような形で市町村まで、あるいは、各県にまで降りてくるのか気にはなるところではありますが、「待ち」姿勢ではもの足りないところを保護者あるいは社会が求めていると思います。

教育長（仲野公君）： 今、委員長ならびに職務代理者から厳しい言葉をいただいたんですが、教育長をさせていただいて5年が経過しようとしています。5年前はいわゆる「学校完全週5日制」に始まりまして、今、いじめ、虐待の問題など社会情勢そのものが変わっています。先ほどお話にありましたように、重点推進事項の3、4、5、6が本年度の大きな課題ではないかということで、ご論議いただきました「子ども家庭相談室」などの体制整備を図りながら、この辺を真剣に取り組んでいきたい。もちろん、「知・徳・体」が必要なのですが、特にその中でも学校での生徒支援加配に市単独で加配をつけてもらいながら取り組んでいるところですが、これで完全に大丈夫というのは難しいのですが、真剣に取り組んでいきたいと思います。また、「Plan」「Do」「See」の件ですが、年度当初にはそれぞれ学校長がその年度の学校の目標を設定して取り組んでいます。この2月には校長面談があって、その結果報告をききながら、私なりの評価をさせていただきました。そういう取り組みも進めていますので、よろしくお願ひしたいと思います。一つ気になりましたのが、塾が不要の教育をということですが、今現実、箕面だけではなくて公立学校は特に塾通いの生徒が多いということで、これがまったく必要ないかという事を見極めながら取り組んで参りたいと思います。

委員（坂口一美君）： 箕面市の新子どもプランが平成17年度から始まったのですが、平成17年、18年と2年やってみて、これは、今どんな状態でフィードバックされながら進められているのですか。

教育政策課長（中野仁司君）： 教育実施方針の位置づけというような趣旨のご質問だと思うのですが、新子どもプランというのは、計画期間が平成22年度までという計画でして、以下、教育改革プログラムや人権教育基本方針と色々な計画があります。この各種計画については、当然、進行状況とか達成状況等を見極めながら進めていく計画ですが、この教育実施方針については、これらの計画をふまえて、毎年度ごとに教育委員会としての方針を出して、それに基づいて各学校で

指導計画を策定するという一方で、単年度ごとに時点修正しながらやっています。検証とかフィードバックについては、教育長の面談など色々な方法でさせていただいています。

委員長（小川修一君）：ここに書かれている事柄は市として教育を進めていく根幹に関わることばかりです。これらを一つ一つ吟味しながら教育行政として進めていく事柄だと思っておりますが、同時に、いかに現場の教員一人一人に浸透するかということが一つの大きな課題だと思います。校長、管理職を通じて、現場でこの方針をいかに一人一人が自覚してもらえるかという方法を色々講じていかなければいけない面があります。それは、行政を進めていく第一段階で非常に大切なことで、年度当初に校長会が開かれますが、その時に毎年現場の方と接する機会がありましてそのときの応答も大事になってくると思います。ゆだねることは校長や管理職なのですが、それをいかに受け取ってもらえるかということの日頃の信頼感に頼らざるをえないですが、そのような機会をしっかりと施していきたい。また、教育長が先ほど厳しいとおっしゃいましたが、私たち委員は基本的に事務局と一体の気持ちを常にもっています。ただ、現場との接触の機会が少ないので、その点でいろいろお教えいただき、あるいは、状況を報告いただくということは欠かすことができませんが、決して傍観者ではありません。みなさんとともに教育行政を進めたいという気持ちは委員みな持っているはずですから、時に厳しい言葉を我々がぶつけることも勉強になることですし、それが全体の進歩発展につながるのだと思います。そのことを委員とともに解決していくという姿勢を我々、委員としては常に持っていますので、その点をご斟酌いただきたいと思います。この件に関しては、内容が豊かでございますので、なかなかつきないと思うのですが、また機会がありましたら、話し合っ進めていきたいと思っております。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第13号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第12、議案第14号「平成19年度（2007年度）箕面市立幼稚園及び小・中学校の学校医・学歯科医・学校薬剤師の委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

学校教育課長（若狭周二君）：本件は、箕面市立幼稚園及び小学校、中学校の学校医・学歯科医・学校薬剤師の任期満了に伴い、学校保

健法第16条第3項の規定に基づき、新たに幼稚園、小学校、中学校の内科、眼科、耳鼻咽喉科の学校医101名、学校歯科医43名、学校薬剤師26名を委嘱する必要性が生じたため提案するものです。なお、昨年度の委嘱人数と変化はありません。

委員長(小川修一君) : 前年度と交代した方は総じて何人ほどですか。

学校教育課長(若狭周二君) : 総じて内科の4名です。

委員長(小川修一君) : この件に関して、他に何か意見、質問はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、議案第14号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第13、議案第15号「平成19年度(2007年度)箕面市立保育所の嘱託医の委嘱の件」及び日程第14、議案第16号「平成19年度(2007年度)箕面市病後児保育相談医の委嘱の件」は、関連案件ですので、一括審議することにいたしてよろしいか。を議題とします。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認め、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

幼児育成課長(向井裕彦君) : 箕面市立保育所の嘱託医の委嘱の件については、箕面市立保育所の嘱託医の任期満了に伴い、児童福祉法第45条の規定に基づき児童福祉施設最低基準第33条第1項に定める嘱託医、内科医6名、歯科医6名を新たに委嘱する必要性が生じたため提案するものです。箕面市病後児保育相談医の委嘱の件については、箕面市病後児保育相談医の任期満了に伴い、箕面市病後児保育実施要綱第11条の規定に基づき、相談医3名を新たに委嘱する必要性が生じたため提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員(坂口一美君) : 嘱託医として採用される方のご年齢がかなり幅広いと思うのですが、推薦の基準を教えてください。

幼児育成課長(向井裕彦君) : 保育所の嘱託医に関しては、医師会に推薦依頼をさせていただき、特に基準というのはありません。市内で活躍されている内科医、歯科医の先生になります。

教育長(仲野公君) : 補足いたしますと、嘱託医で特に保育所の場合

は小児科の先生を中心に推薦いただいています。確かに年齢の層が高いようですが、日常の現場からもいろんな声が出てきた場合は、医師会にお伝えして、交代をしていただくことも過去にはあったようですが、今のところは声がないのでこのようになっています。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第15号及び第16号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第15、報告第8号「平成19年度（2007年度）箕面市立小・中学校管理職（校長及び教頭）の任免に関する内申に伴う報告の件」については、「附属機関の会議の非公開の基準を定める規則」第2条第8項に定める「意思形成過程の情報であり、公開することにより当該事業の目的が著しく損なわれるもの」に該当するため、会議を非公開とし、また、事務局職員についても、本案件の説明者のみといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認め、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書き」の規定により、ただいまから会議を非公開といたします。

（傍聴人及び本案件の説明者以外の事務局職員退席）

（傍聴人及び退席事務局職員の入室）

委員長（小川修一君）：次に、日程第16、報告第9号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（中野仁司君）：本件は、箕面市教育委員会事務局職員に係る分限休職処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、分限休職発令を教育長が臨時に代理をしたので、報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件について、質問、意見はありませんか。

教育長（仲野公君）：今回3名の休職発令をしているわけですが、どれも許される範囲で病名や、また、どのような状況かを教えていただきたい。ここ毎回か続いていますので、職員体制は大丈夫なのか、委員さんにご心配いただいていますのでその説明をお願いします。

教育政策課長（中野仁司君）： 1人目の保育士については、交通事故による怪我で骨折などかなりのけがで療養中ということです。2人目の事務職員は、メンタル的な病気による休職です。3人目も同様にメンタル的な傷病による休職です。後の体制については、それぞれ臨時職員の配置等や、あるいは課の中での応援体制によりまして業務に支障がないようにしております。

教育長（仲野公君）： 今回、交通事故やメンタル的な要素で休んでいると職員がいるのですが、これ以外にもメンタル的な関係で休職職員が増えてきているということで、そういう体制で教育委員会のみならず市役所全体でそういう対応も考えていかなければならないと思っています。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、報告第9号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第17、報告第10号「平成19年第2回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（栗本忠夫君）： 本件は、去る2月13日に開催されました平成19年第2回箕面市教育委員会定例会会議録を箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第10号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第18、「教育長報告」を議題とします。教育長に報告を求めます。

教育長（仲野公君）： （議案書115頁により報告）

先週の10日に中央教育審議会が文部科学大臣あてに「学校教育法」、「教員免許法」、「地方教育行政の組織および運営に関する法律」の3法案の改訂案の答申をされています。その内容をふまえて、今月中に今国会に提出されるという報道もありますので、どの動向を見極めるとと

もに情報収集にも努めて参りたいと考えています。次に、2月下旬に評価育成システムに基づく各校長の面談を実施させていただきました。私なりの評点をしたところですが、ほとんどの校長は年度当初に掲げた目標達成に向け、努力をし、よく頑張ってくれているのですが、最近の傾向として、学校に無理難題を要求する保護者が増えていまして、心労を患っている校長が非常に多くなってきているというところが気になるところでございまして、併せてご報告をさせていただきたいと思ひます。《教育行政の課題等》

平成18年度豊能地区教育委員研修会について

委員の皆さんにご出席いただき、2月6日に池田府市合同庁舎で開催され、「学校教育の今日的課題」と題しまして、教育基本法の改正ですとか、教育再生会議の内容等について園田学園女子大学の野口克海教授のお話を聞いた後、それぞれ意見交換をしていただきました。

平成18年度市町村教育委員会委員長・教育長会議について

小川委員長と私が出席しましたが、2月13日にアウィーナ大阪で開催され、「平成19年度市町村教育委員会に対する要望事項」として、説明があり、それぞれ承ってきたところです。

平成18年度第2回豊能地区人事協議会について

2月16日に池田市役所で開催され、府教委としての新規採用教職員および退職教職員の状況でありますとか、各市町村の管理職選考結果の報告、その後、豊能地区の教職員及び管理職の人事交流について協議をいたしました。なお、本市配属の新採の教職員は、小・中学校併せて28人ということのでかなりの新規採用教職員が配置される、いわゆる大量退職、大量採用の時期を迎えてきているところです。

豊中市・箕面市図書館の広域利用の拡大についての覚書について

これまで覚え書きを交わしているのですが、改めて、3月1日付けで協力する図書館を増やす形で締結したところです。

平成19年第1回箕面市議会定例会について

2月20日から3月27日までの会期で開会中ですが、市長の施政及び予算編成に対し、各会派からご質問がありまして、教育委員会に対しては、学校での少人数学級、いじめ、学級崩壊あるいは生涯学習などについて質問がありまして、3月2日と5日の本会議で市長及び私から答弁いたしました。また、3月7日には文教常任委員会が開催され、小中一貫校整備の件や第一中学校の校舎改築、小学校の英語教師、保育所の民営化などについてそれぞれ質疑がありました。結果として、昨年議会から修正した扇風機の購入費や、少人数学級を検討するための講師謝礼等について理解ができないという視点で平成19年度の当初予算その

ものが反対多数で否決されました。ちなみに、ほかの3つの委員会のうち、2つの委員会で当初予算の否決をされていて、3月26日の本会議で再度採決をとられるのですが、非常に厳しい状況にあるということで今後、この辺の動向推移をみていきたいと思っています。

委員長（小川修一君）： 質問、意見等はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、以上をもちまして、本日の会議日程は終了しました。各委員から何か教育行政に係ることで何か意見、質問等がありますか。

委員長（小川修一君）： 先ほど教育長の報告にもありました中央教育審議会の答申があり、教育法案が国会で議論されるのですが、そこに至るまで種々様々な意見があつてと思います。その一つがいじめの問題にあつたと思うのですが、これは、新聞紙上で教育委員会の改革をテーマにした記事があり、関東のある市の教育委員が新聞記者の問いに答えた一文があるのですが、これについて、ともに考えてみたいと思ひ、一つのきっかけとして紹介します。

「いじめによる自殺などで各地の教育委員会の対応のまずさを見せつけられたのではないか。」という記者の質問に、その教育委員は「教育委員会と校長がちぐはぐだったのは確かである。学校が教育委員会によく思われたいという関係はよくない。」と答えています。このような委員の意識というものが、ごく一部であつたにしろ、このような委員会が存在するというを率直におっしゃったのですね。我々は、現場の校長と事務局と、同じ枠の中に入っているものだと思っています。そのような位置にあると考えたときに学校現場の管理者である校長、教頭と教育委員会とともに手を携えて進んでいくということが表向きあるにもかかわらず、このような現象があつたりすれば、そこに齟齬を来すことが当然で、教育行政としてはよくない現象です。本市にはないと信じているのですが、仮にそのようなことがあつたとしたら、それを切り抜ける方法を真剣に前向きに考えなければならないのではないか。箕面市教育委員会事務局あるいは教育委員と現場の校長・教頭である管理職との間でそういうものがどうなんだろうかということを考える一つの波紋というようなことと私はとらえたのですが、いかがでしょうか。

教育長（仲野公君）： いま、いじめの対応をめぐって、学校現場と教育委員会の関係についてお話しいただいたのですが、いじめの問題は昨年の北海道滝川市での問題が浮上して大きな社会問題になってきたのですが、国がいじめの調査をした場合、あの問題が浮上するまではいじめによる自殺はなかったと国に対する報告はこのようだったので

すが、いじめに対する判断基準といたしますか、この辺が現場感覚と国の感覚でかなり差が出てきているのではないかということも一つはあるかと思えます。私なりの考えですが。もう一つは、このいじめによる自殺が明らかになった場合、責任問題がどうなるのか、この辺も大きな問題になってくるかと思えます。従いまして、学校現場ではいじめがあったのではないかと思っけていても、それを教育委員会にあげると責任問題が問われるかも、いつ誰がそれを認定したのかという話の中で学校現場と市町村教育委員会、特に都道府県教育委員会、福岡はそうでした。そういう関係でいじめに対する認知度と責任問題でなかなかうまくいかない、このような問題がむしろ浮上してしまうのではないかというように私なりにみているのですが。現場としてもなかなか思いたくない。考えると作業が大変である。というところが形に表れてしまったのでは。ただ、箕面市の場合、どちらかという、現場との間では風通しがいい方ではないかと私なりには思っています。今回も去年の秋以降いじめ調査をする中で、つぶさに報告もいただいておりますし、悩んでいる校長先生もあるわけですが、一人で悩まずにできるだけ学校組織として対応してください、難しいなら相談してくださいと対応はしていますので、いじめに限っては現場と教育委員会とはまあまあ連携はとれているのではないかと思っけています。

委員長(小川修一君) : いじめの問題、自殺の問題に富田林市教育委員会が対応した例があります。詳細はわからないのですが、その教育長の話によると、先駆けを読んで先手を打ちながら報道関係に対応していったとお話しされていましたが、それも一つは教育委員会としては心がける一つではないかと。とかく教育委員会と校長会などがうまくいっていながら、ある時点で齟齬を来すきっかけになるのは報道関係で失敗することがこれまでの前例でもあったりするので、そういう意味でも日頃の連携が大事かなと思っけています。教育委員会が取材を受けてその見解と校長の現場での対応というのが、食い違っていたりすると波紋を呼ぶ。一番懸念されるのがその際の保護者への対応、保護者の受け止め方になってくるかと思っけています。よくよく信頼関係を保ちながら対応を間違えないようにするためには、日頃の行き来というものが大事です。委員会としては現場の実状をつぶさに把握しておくということが第一ではないかと思っけています。この問題は根の深いところがある。いじめというのは、もともと見えにくい事象です。それは被害にあった子どもが二つの面で表に出さない。一つはいじめをさらに深く受けるのではないかという恐れ、もう一つは屈辱的な場面にでくわすことをあえて子どもの年齢で吐露することの難しさがあ

るからいじめというのは表に出しにくいというか、訴えにくいという面があるというのは昔からよくいわれることです。先ほど紹介しました委員さんが委員会の中で提言したことは「発生件数」という調査でなく「発見件数」としてそのような意識を持って調査したと。発見であるなら困っている子どもを一人でも多く救ってやることになるこの委員さんは言っているのですが、私はそうだろうかとの疑問を持ちます。これをある方法でもって切り抜けるということは根本的に問題解決に繋がらないという難しさが根の深いところにあるのがいじめではないかと思います。いじめそのものは重層構造になっていて、いじめをする人、される人、端で見る人、はやしたてる人そのような構造があり、いつ何時自分が被害に遭うかわからないという危険性、恐れがいじめだといわれます。だから見つけにくいと昔からいわれてきたわけです。それが根絶しなければならぬ絶対的な事象であるということだけは確かです。それは、現場も困っているから方法を講じる、それを支えるのが教育委員会であろうと思いますし、また、そういうことがいいやすいような教育委員会でありたいと思ったりします。

教育長（仲野公君）： 富田林市の教育長と話をしたのですが、特に自殺が発生したのが確か11月12日だったと思います。文部科学大臣あてに手紙が届いた次の日だったのです。それがその生徒だったのではないかとということでマスコミがどっと騒いだらしいです。状況を把握するまでにマスコミが自分なりの都合のいい絵を描いて、親に、保護者に、学校に、教育委員会にとそれぞれ動きがあって大変な事態になったと聞きました。経験からの教訓として日頃からマニュアルを作っておき、マスコミだけでなく、保護者に対する説明会や、まず遺族とか家族に対する対応や、学年、学級、学校に対する対応、府教委に対する対応、そのような何かあったときにこれで対応するというマニュアルを作っていた方がいいという話を聞いて、校長会でそのような話をさせていただいています。また、日頃からこのような事案があったら大変だ、いじめは対岸の火事ではないと富田林の教育長は常に話をしていたがおきてしまった。それだけに難しい問題だとお話しされていたのが、私の中にまだ残っていますので、そのような話も校長会でさせていただきました。

委員（白石裕君）： いじめられた子どもたちの調査をすると、一番助けてほしかったのは周りにいる友達、クラスメートだということですね。クラスメートは知っているわけです。ところが、見ぬふりしてしまう。昔は周りの子どもたちが止めてくれた、救ってくれた。今は救ってくれない。そのようないじめに関して実態調査をしっかりとふまえて、教育

委員会と学校の連携でマニュアルを作っていくこと、教育長がおっしゃいましたが、事後ではなく予防ですね。事象が起きないように、起きても情報が入るようなマニュアル作りをしていただきたいなと思います。

その他、学校現場での対応や保護者の思い等について意見交換有り。

- 委員長（小川修一君）：事務局から「その他教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますがいかがですか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案13件、報告3件はすべて議了しました。これを持ちまして、平成19年第3回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後4時48分閉会）

以上のおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川修一

委員

坂口一美